**令和８年（フ）第８３号**
鹿児島県志布志市志布志町志布志二丁目23番２号、前住所鹿児島県鹿屋市札元１丁目20番38号
破産者　近藤　一夫
１　決定年月日　令和８年10月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

**令和８年（フ）第２４１号**
仙台市青葉区通町１丁目６番10―1301号
破産者　森　　文徳
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

**令和７年（フ）第８２号**
茨城県牛久市猪子町992番地762、前住所栃木県足利市里矢場町2370番地１
破産者　森下　貴英
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

**令和８年（フ）第９７号**
栃木県佐野市越名町362番地
破産者　田口美津明
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

**令和７年（フ）第７６１号**
埼玉県春日部市緑町１丁目14番21号　102
破産者　松永　仁志
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**令和８年（フ）第８３号**
埼玉県越谷市伊原２丁目４番23号　グランドハイム中村106
破産者　高津　雄二
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**令和８年（フ）第３１２号**
埼玉県越谷市レイクタウン９丁目１番地28
ロイジェントパークスＯ105
破産者　モリヤこと　森谷　俊介
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**令和８年（フ）第３６９号**
埼玉県吉川市大字加藤729番地１
破産者　柳川　依見
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**令和８年（フ）第１４０号**
静岡県沼津市大岡1006番地の１
破産者　吉竹　博之
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**令和７年（フ）第１３１１号**
広島市安佐南区大塚西３丁目10番６―11号
破産者　宮庄　博義
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**令和８年（フ）第３０号**
広島市安佐南区長楽寺２丁目27番６―105号
破産者　長谷川賀秀
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**令和８年（フ）第４６６号**
広島市西区草津南４丁目４番３―305号
破産者　重兼　彩音
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**令和８年（フ）第５５６号**
広島県安芸郡海田町東２丁目３番17―１号
破産者　越智　　恵
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**令和８年（フ）第７５０号**
広島市安佐北区安佐町大字飯室6865番地８
破産者　誠瓦こと　木村ひとみ
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

**令和７年（フ）第１号**
広島県神石郡神石高原町油木甲7614番地７、開始決定時の住所広島県神石郡神石高原町油木乙1687番地10
破産者　松尾モータースこと　松尾　寛之
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**令和７年（フ）第２号**
広島県神石郡神石高原町油木甲7614番地７、開始決定時の住所広島県神石郡神石高原町油木乙1687番地10
破産者　松尾　雅恵
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**令和７年（フ）第１２１号**
広島県府中市目崎町27番地２
破産者　井上　征男
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**令和８年（フ）第５４号**
広島県福山市霞町一丁目２番32―302号
破産者　岸川　　覚
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**令和８年（フ）第５９号**
広島県福山市引野町北四丁目16番６号シャーメゾンいせが丘101
破産者　岡山　宏明
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**令和８年（フ）第１０９号**
広島県福山市赤坂町大字早戸1095番地１
破産者　川原　　修
１　決定年月日　令和８年10月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係